

地域包括ケア病棟のお知らせ

当院では、患者さまへの急性期治療後のリハビリテーション・在宅復帰に向けた医療や支援を行うために、「地域包括ケア病棟」の開設をいたしました。

一般病棟では、急性期治療が終了し、症状が安定すると、原則として可能な限り早期にご退院いただくこととなっております。患者さまの病状により、地域包括ケア病棟に転棟（移動）をご提案させていただくことがあります。

●どんな患者さまが入院となるのか・・・

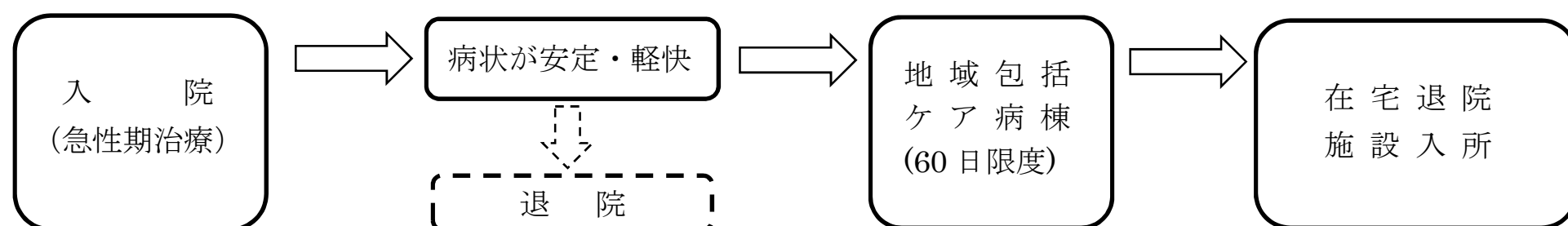
例として

- ◆急性期治療終了後も継続したリハビリテーションが必要な方
- ◆入院治療により病状は改善したが、当院にてもう少し経過観察が必要な方
- ◆日常生活に不安を感じ、様子をみながら在宅や施設へ帰る準備を進めたい方
- ◆住宅改修などで、在宅での療養準備に一定の時間が必要な方

※入院期間は、地域包括ケア病棟へ転棟（移動）してから、最長 60 日を限度としておりますが、患者さまの病状により異なります。

原則として、在宅・施設等（一部を除く）への退院を目指している患者さまが対象です。

また、適応となるかは主治医の判断となります。



●入院費は・・・

入院費の計算方法は、一般病棟とは異なり「地域包括ケア病棟入院料」を算定させていただきます。

「地域包括ケア病棟入院料」には、入院料に、投薬料、注射料、処置料、検査料、画像診断料、リハビリテーション料等がそれぞれ一部を除き、含まれています。

月の医療費の負担上限額が高額療養費制度で定められておりますので、一般病棟の場合と負担上限額は同様です。

※負担上限額以内の場合には、患者さまの診療内容により、一般病棟より自己負担額が増額する場合があります。

※疑問な点などございましたら、お気軽に病棟担当クランク（事務員）にお尋ねください。

●入院に対する留意点

一般的な血液検査・レントゲン検査・投薬治療は可能です。病状が変化した場合や一般病棟で行うような手術、高額な医薬品の投与や特殊な検査等（一部を除く）が必要と主治医が判断した場合などは、一般病棟への転棟（移動）をお願いする場合があります。

※地域包括ケア病棟の適応等について、ご不明な点がございましたら、お気軽に院内スタッフにお問い合わせください。

【地域包括ケア病棟とは・・・】

一般病棟では、急性期治療（手術直後や発症後早期の治療が必要とされる時期）が終了し、症状が安定すると、原則として可能な限り早期にご退院いただく事となっております。

地域包括ケア病棟では、急性期治療が終了しても、すぐに在宅や施設へ退院することが不安または困難な患者さまに、在宅復帰に向けて、急性期病棟よりも充実した医療（リハビリテーション等）・支援を提供させていただきます。

第5病棟に転棟（移動）していただくこととなりますが、急性期病棟に比べて落ち着いて療養することが可能で、在宅復帰への準備を行うことが出来ます。

2015年4月1日

JR仙台病院長